



◆ 戸籍に関する届出

問 市民課 ☎ 20-1502、本納支所 ☎ 34-2111

種類	届出人	届出期間または効力発生日	必要なもの
出生届	父または母、両人	生まれた日から14日以内	出生証明書記載の出生届出書、届出人の印鑑、母子健康手帳
死亡届	親族または関係人	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡診断書記載の死亡届出書、届出人の印鑑
婚姻届	夫になる方と妻になる方	届出の日から法律上の効力が発生	夫と妻の印鑑、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)、本人確認書類
離婚届	協議離婚の場合は夫と妻 裁判離婚の場合は申立人	協議離婚は届出の日から法律上の効力が発生。裁判離婚は調停成立、または裁判確定の日から10日以内	夫と妻の印鑑、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)、本人確認書類 ※裁判離婚は調停調書の謄本、または審判書もしくは判決の謄本と確定証明書
転籍届	戸籍筆頭者およびその配偶者	届出の日から法律上の効力が発生	届出人の印鑑、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)

※時間外および休日の届出書の受付、埋火葬許可証の交付は宿日直が取り扱います。
本庁：24時間対応、本納支所：8時30分～17時15分(日直のみ)

◆ 住民基本台帳に関する届出

問 市民課 ☎ 20-1502、本納支所 ☎ 34-2111

種類	届出期間	必要なもの
転入届	他の市区町村から転入した日から14日以内	転出証明書、通知カード、個人番号カードまたは住基カード(交付されている方)、在留カードまたは特別永住者証明書(転入する外国人住民の方全員分)本人確認書類、印鑑
転出届	市外へ引っ越すとき(転出証明書を発行します) ※住基カードの継続利用を希望される場合は、転出証明書は交付されません。 市外へ転出した日から14日以内	通知カード、個人番号カードまたは住基カード(交付されている方)、本人確認書類、印鑑
転居届	転居した日から14日以内	通知カード、個人番号カードまたは住基カード(交付されている方)、在留カードまたは特別永住者証明書(転居する外国人住民の方全員分)、本人確認書類、印鑑
世帯主変更届 (世帯分離・世帯合併含む)	世帯主が変更になったときや 世帯の分離・合併をしたとき	本人確認書類、印鑑

※住基カードの継続利用とは、一定の条件を満たすことで、ほかの市区町村へお引っ越しされても、住基カードを継続して利用できる制度です。

※すべての各種届出、証明書申請に本人確認が必要です。個人番号カードまたは住基カードや運転免許証・パスポートなど顔写真入りの公的な証明書をお持ちください。顔写真入りの公的な身分証明書がない場合は、保険証・年金手帳など2点確認を行っています。

◆ 各種証明と手数料

問 市民課 ☎ 20-1502、本納支所 ☎ 34-2111

種類	手数料	必要なもの	備考
戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	1通450円	本人確認書類	本籍が茂原市にある方や以前あった方は請求できます。戸籍に記載されている方や法律で定められた以外の方が請求する場合は、使用目的を明らかにし、正当な理由があると認められた場合に交付します。
除籍全部事項証明、除籍・改製原 戸籍謄本、除籍個人事項証明、除 籍・改製原戸籍抄本	1通750円	本人確認書類	
戸籍一部事項証明	1件350円	本人確認書類	
除籍一部事項証明	1件450円	本人確認書類	
戸籍の附票の写し	1通300円	本人確認書類	
戸籍届出書受理証明	1通350円	本人確認書類	届出人が請求できます
身分証明書・独身証明書	1通300円	本人確認書類	本籍が茂原市にある方(本人以外が申請する場合は委任状)
住民票の写し	1通300円	本人確認書類	続柄・本籍は省略可。本人・同一世帯の方以外が申請する場合は委任状や請求事由の明示が必要です。
住民票の写し(広域交付)	1通300円	官公庁発行の顔写真付き身分証明書	本人または本人と同一世帯の方しか請求できません(代理不可)。発行される住民票に本籍は記載されません。
住民票記載事項証明書	1通300円	本人確認書類	所定の様式による交付、または持参された書類に証明します。本人・同一世帯の方以外が申請する場合は、委任状が必要です。
印鑑登録証の発行	登録料 300円	登録をする印鑑、官公庁発行の顔写真付き身分証明書(代理人による申請の場合は、代理人選任届と代理人の印鑑)	代理人による申請の場合と、顔写真付き身分証明書による本人確認ができない場合は、即日交付はできません。
印鑑登録廃止申請	無料	登録印鑑または登録証、身分証明書(代理人による申請の場合は代理人選任届と代理人の印鑑)	
印鑑登録証明書	1通300円	印鑑登録証	

写真館 エリアマップ2画 A-5

確かな写真(おもいで)づくり 各種記念・証明写真

(有)千葉スタジオ

平成27年10月から開始されるマイナンバー制度。
申請写真は満足いく写真で・・・当店におまかせください

■茂原市高師852
■TEL:0120-05-2278 ■FAX:0475-25-5127
■営業時間/9:00~18:30



あり

カーライフ エリアマップ11画 C-3 (有)大原钣金 茂原店

お車のことなら何でもご相談ください!

カーコンビニ倶楽部

レッカー24/事故故障修理/中古車センター/
新車販売/民間車検/保険代理店

■茂原市東部台2-1-20
■TEL:0475-22-9608 ■FAX:0475-20-2882
■営業時間/9:00~19:00 ■定休日/年末年始・お盆
(有)大原钣金本社 いすみ市日在1203



あり



税の証明

☎市民税課 ☎20-1577

固定資産の証明

所有者本人または同居親族の方が申請してください。それ以外の方が申請する場合は、委任状(所有者本人が自書・押印したもの)が必要になります。

◆ 証明手数料

評価額証明書	1枚300円(1枚増すごとに100円)
公課証明書	1枚300円(1枚増すごとに100円)
住宅用家屋証明書	1件1,300円

市県民税・収納に関する証明

本人または同居親族の方が申請してください。それ以外の方が申請する場合は、委任状(本人が自書・押印したもの)が必要になります。

※車検用納税証明書は委任状なしでも第三者が申請可

◆ 証明手数料

所得課税証明書	1枚300円
納税証明書	1枚300円
軽自動車車検用納税証明書	無料

※申請は市民税課および本納支所で申請してください。また、窓口では身分を証明できるものを提示してください(運転免許証、住基カード、個人番号カード、身分証明書、パスポートなど)。

※郵便でも請求することができます。そのほか、分からないことは市民税課へお問い合わせください。

日曜開庁

☎総務課 ☎20-1519

開庁日 毎月第4日曜日
※月によって変更になる場合があります。
開設時間 8時30分～17時15分
※本庁舎の入り口は東側(河川側)です。

◆ 市民課・本納支所の取り扱い業務

☎市民課 ☎20-1502、本納支所 ☎34-2111

住民票関係

- ・住民票の写し、除住民票の写し、住所証明書、記載事項証明書の交付

印鑑証明関係

- ・印鑑登録証明書の交付
- ・印鑑登録
- ・印鑑登録の廃止

戸籍関係

- ・戸籍の謄本および全部事項証明書の交付
- ・戸籍の抄本および個人事項証明書の交付
- ・除かれた戸籍の謄本および全部事項証明書の交付
- ・除かれた戸籍の抄本および個人事項証明書の交付
- ・戸籍の附票の写しの交付

◆ 取り扱えない業務

- ・住所異動(転入・転出・転居)の届出
- ・住民票の広域交付
- ・身分証明書、独身証明書の交付
- ・住基カードの交付、個人番号カードの交付
- ・戸籍記載事項証明書の交付

◆ 市民税課の取り扱い業務 ☎市民税課 ☎20-1577

市県民税所得課税証明書(または非課税証明書)、資産証明書、固定資産評価額証明書、固定資産公課証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書、納税証明書(法人・個人)、固定資産登録証明書、法人住所証明書、軽自動車税納税証明書、住宅用家屋証明書、固定資産評価通知書以上、税務諸証明書の発行
※本納支所では取り扱いません。

◆ 取り扱えない業務

- ・原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・名義変更・廃車の手続き
 - ・自動車臨時運行許可申請の受付(仮ナンバーの貸し出し)
 - ・名寄せ帳の写しの発行
 - ・地番図の閲覧
- ※日曜開庁についてのお問い合わせは、総務課(4階)☎(20)1519へ。

市民課窓口の時間延長

☎市民課 ☎20-1502

市民課では、毎週水曜日19時まで時間を延長して証明書の交付などの窓口業務を行っています。
※祝日および年末年始は実施していません。

◆ 交付できる証明書など

住民票の写しなど、戸籍証明書、印鑑登録証明書および印鑑登録(取り扱えない業務：日曜開庁と同様です)

